

2 総防管第 3621 号

令和 3 年 2 月 1 9 日

施設管理者 殿

東京都総務局総合防災部

危機管理調整担当部長

( 公 印 省 略 )

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく  
施設の使用制限（営業時間短縮）の要請について（協力依頼）

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。現在、都内においては、令和 3 年 1 月 7 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第 32 条第 1 項に基づき政府が発出した「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を受け、同月 8 日から緊急事態宣言が解除されるまでの間、都における緊急事態措置として、飲食店、遊興施設等に対して、別添のとおり法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限（営業時間短縮）について、協力を要請しており、既に都内の多数の施設が当該要請に応じていただいております。

貴施設は、当該要請の対象となっておりますので、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等のため、貴施設の使用制限（営業時間短縮）について御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、当該要請に応じていただけない場合には、今後、法第 45 条第 2 項に基づく施設の使用制限（営業時間短縮）の要請を行うとともに、同条第 5 項に基づき東京都ホームページにおいて公表を行う場合があります。

※ 営業時間短縮の要請に応じる等、要請の原因となる事実を是正する場合には、【問合せ先】に御連絡いただき、その旨をお知らせください。

【問合せ先】

東京都総務局総合防災部

齋藤・高橋・下向 03-5320-7071